

回復期病床への機能転換 施設整備事業について

平成29年11月 熊本県健康福祉部

1

1 協議の流れ その1

地域調整会議で適否に関する協議を行う。主な流れは次のとおり。

- ① 冒頭に、県から補助金交付を希望する医療機関(以下「申請者」)の申請概要を一覧表形式で説明する。
- ② 申請者は、必要に応じて、委員からの質問に対して説明を行う。

※ 申請者の了解が得られた場合、一括して質疑応答

2

2 協議の流れ その2

- ③ 委員は、県及び申請者からの説明等を聞いた後に、申請内容について適否に関する協議を行う。
なお、複数の申請がある場合は、優先順位についても協議を行う。
ただし、県下全体の申請額が予算の枠に収まる場合は、優先順位は不要とする。

※ 申請者が地域調整会議の委員の場合、委員として自己の申請に係る協議には参加できないものとする。

- ④ 後日、県医療政策課が調整会議の結果を踏まえて、適否の結果を通知する。

3

3 協議における着眼点

【(1) 施工内容】

- ① 事業計画の内容を達成するための施行内容となっているか。
⇒認められない項目：病床機能の転換に関係のない
壁紙の張り替え、機器や備品購入等

【(2) 事業内容】

- ① 転換後の主な機能が回復期病床として妥当か。
② 事業実施理由が地域医療構想の考え方(病床機能の分化・連携)に沿っているか、地域医療への貢献が認められるか。
③ 近隣の急性期や慢性期病床機能を持つ医療機関との連携体制が明確か。

4